

添付資料4 リスク分担表

本リスク分担表は、本事業を実施するにあたってのリスク分担について、基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。

負担者：○は主分担、△は従分担

段階	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集関連書類	募集要項等の誤り又は変更	○	
	計画変更	市の事由による事業内容・用途等の変更等による維持管理費の増大	○	
	応募費用	応募費用に関するもの		○
	契約締結	市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	○	
		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		○
		上記以外の事由により、事業契約に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能	○	○
	行政	市の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	○	
	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		○
		上記以外の税制度の新設、変更等（消費税制度の変更を含む。）	○	
	法制度	本事業及び本事業と類似の事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。税制度を除く。）	○	
		上記以外の法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。税制度を除く。）		○
	許認可 ※1	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		○
		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行等、市の事由に起因するもの	○	
		市が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	○	
		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行等、事業者の事由に起因するもの		○
公的支援制度 ※2	市が得るべき公的支援制度の獲得不可	○		
	上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		○	
住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	○		

		上記のうち、事業者が実施する業務に起因するもの		○	
環境問題		調査、設計、建設及び維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		○	
第三者賠償		市の事由による第三者への賠償	○		
		上記以外の事由による第三者への賠償		○	
不可抗力 ※3		戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断又は中止に伴う設計、建設及び維持管理に係る費用の増加その他の損害	○ ※4	△ ※4	
金利変動		設計・建設期間（基準金利の確定時点まで）の金利変動	○		
		上記時点以降の金利変動		○	
物価変動 ※5		設計・建設期間中の物価変動	○	△	
		維持管理期間中の物価変動	○	△	
資金調達		事業者の資金調達に関するもの		○	
要求水準		事業者の実施する設計、建設及び維持管理業務の性能未達や契約不適合及び不履行によるもの		○	
		上記以外のもの	○		
インフラ供給		事業者の事由によるもの		○	
		上記以外の事由によるもの	○		
支払遅延		市が支払うサービス対価の支払遅延	○		
業務の一時中止		市の事由による事業の中断・中止	○		
		事業者の事由による事業の中断・中止		○	
契約解除		市の事由による事業契約解除に伴う損害	○		
		事業者の事由による事業契約解除に伴う損害		○	
		法令変更等、両者の事由によらない事業契約解除に伴う損害	○	○	
設計・建設	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
	設計	市が提示した条件の誤りや要求事項の変更等による設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延等	○		
		上記以外の事由（事業者の設計に係る契約不適合を含む。）による費用の増大、工期の遅延等		○	
	地下埋設物		調査資料等であらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	○	
	土地の契約不適合		調査資料等であらかじめ想定し得る土地の契約不適合（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等		○
			調査資料等であらかじめ想定し得ない土地の契約不適合（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	○	
用地の確保		建設に要する資材置き場の確保に関すること		○	

	工事費用増大 (解体・撤去を含む。)	市による提示条件の誤りや市の追加指示等の市の事由による工事費用の増大	○	
		事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など、上記以外の事由による工事費用の増大		○
	工期遅延	市の事由による工期の遅延	○	
		上記以外の事由(下請業者の事由を含む。)による工期の遅延		○
	計画変更	市の意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生	○	
		上記以外の事由で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生		○
	引渡前施設損害	市の事由による施設の損害	○	
		上記以外の事由による施設の損害		○
工事監理	工事監理の不備によるもの		○	
一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		○	
引渡し手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		○	
維持管理・運営	維持管理費用増大	市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費の増大(物価変動は除く。)	○	
		事業者の計画や見積の誤りなど、上記以外の事由による維持管理費用の増大(物価変動は除く。)		○
	支払遅延	市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	○	
	計画変更	市の事由による事業実施条件の変更	○	
		上記以外の事由(事業者の提案・要望を含む。)による維持管理業務の変更		○
	供用開始の遅延	市の事由による供用開始の遅延	○	
		上記以外の事由による供用開始の遅延		○
	施設損害	市の事由(教職員、児童・生徒の事由を含む。)による施設の損害	○	
		第三者の事由による施設の損害(事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによつて引き起こされた第三者の事由による施設の損害を除く。)	○	
		上記以外の事由による施設の損害(事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによつて引き起こされた第三者の事由による施設の損害を含む。)		○
施設劣化	事業者の事由による施設の劣化(事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の劣化を含む。)に関するもの		○	
	上記以外の事由による施設の劣化に関するもの	○		
需要リスク	学校給食の需要に関するもの	○		

		上記以外の需要に関するもの		○
	什器備品管理リスク	市の事由（教職員、児童・生徒の事由を含む。）による備品等の盗難・破損・紛失	○	
		上記以外の事由による備品等の盗難・破損・紛失		○
	維持管理・運営内容変更リスク	市の事由による事業内容の変更	○	
	利用者事故リスク	市の事由（教職員、児童・生徒の事由を含む。）による事故	○	
		上記以外の事由による事故（事業者の維持管理及び運営業務に関して発生する事故を含む。）		○
	施設契約不適合	施設・設備の契約不適合が、引渡し時から2年以内に発見された場合（ただし、事業者に故意・重過失があるときは民法の定めにより事業者が責任を負うべき期間内）		○
上記により事業者が責任を負わない期間における契約不適合		○		
事業終了	事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		○

※1 制度変更は法制度リスクの対象とする。

※2 制度廃止や条件変更等は法制度リスクの対象とする。

※3 該当性の判断については、市と事業者にて十分な協議を行う。資材供給の遅延によるものについては、事業者の負担とする。

※4 市と事業者とで協議を行うが、一定期間内に協議が調わない場合、原則市の負担とし、一定の金額までは事業者が負担する。詳細は事業契約書（案）で提示する。

※5 物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。